



コンクリート供試体の標準養生運搬について（通知）

技術基準の種類：技術管理

通知日：昭和63年3月31日

発管第81号
昭和63年3月31日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿

土木部長

コンクリート供試体の標準養生運搬について（通知）

このことについて、下記のとおり定めましたので昭和63年4月1日以降のものから適用してください。

なお、昭和57年8月12日付発管第201号「土木工事施工管理基準について」のうち土木工事施工管理基準に関する質疑応答の8「供試体の運搬について」及び昭和59年8月2日付発管号外「コンクリート供試体の標準養生について」は、廃止します。

また、社団法人鳥取県建設業協会長、社団法人鳥取県造園業協会長あてにも通知しておりますので申し添えます。

記

- 1 コンクリートの供試体の運搬については、二週間程度養生後、湿润状態に保ちながら財団法人鳥取県建設技術センターへ搬入すること。